

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第543号)

平成20年5月9日

横 情 審 答 申 第 543 号

平 成 20 年 5 月 9 日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

平成20年1月23日青税第2132号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「金融機関への照会及び回答文書 6件」の個人情報非開示決定に対する
異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「金融機関への照会及び回答文書 6件」の個人情報非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「金融機関への照会及び回答文書 6件」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成19年12月14日付で行った個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第22条第7号に該当するため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件個人情報を開示することにより、実施機関の今後の対応を滞納者が容易に推測することができ、自らの財産を捕捉されないよう、資金の移動、財産の処分等の対策を講じ、滞納処分を不当に免れることが可能となるため、財産の発見を困難にすることとなり、財産調査に重大な支障が生じるおそれがあることから、本号アに該当し、非開示とした。
- (2) 滞納整理に当たっては、調査を行うことが必要であり、効果的に調査が進められるように、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第141条に質問及び検査の権限が規定され、地方税法（昭和25年法律第226号）第333条等に検査拒否などに対する罰則が規定されている。一方で、その前段階として情報収集を行うことがある。この前段階の任意調査には、法律による強制力はないが、必要な情報が的確に得られるように金融機関の信頼・協力を得て、滞納整理を効果的に進めるために欠かせないものである。それゆえ、この質問・検査の情報を開示することによりどこの金融機関にどのような任意調査が行われたのかを推測することが可能となることから、金融機関が任意調査に協力したことが滞納者に推測され得るところとなる。それが、滞納者と金融機関との関係に影響を及ぼし、金融機関が安心して任意調査に協力できなくなる結果、税務行政に対する金融機関の信頼を失うこととなり、今後の任意調査に関し、支障を及ぼすおそれがあるため、本号アに該当し、非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 本件処分の取り消しを求める。

(2) 神戸地裁平成8年2月21日（平成4年（行ウ）第27号）の判例によると、「行政庁が差押処分に係る債権を第三債務者からすでに取り立てている場合は、処分はその取立てによって目的を完了して消滅している」とされている。本件個人情報等により、平成19年10月24日付にて実施機関は差押えを執行しており、金員の移動も完了していることから、この差押えのための調査に係る文書は、すでに不要になった文書であると解される。そのため、個人情報非開示決定通知書の「開示することにより、実施機関の今後の対応を予測することが可能になる」という理由付けは、甚だ不可解である。

万一、今後の差押えの資料として使用する目的で「今後の対応・・・」という記述を用いたのなら、口座内容、金額等は日々変わるものであるため、金融機関への照会当時の情報が、今後使用できるものであるとは限らない。また、照会した口座そのものが存在するとは限らない。そのため、今後差押えを執行しようとする場合は、新たに金融機関等に照会する必要がある、条例第6条により取得した情報を今後継続的に保存する場合は届出が必要になる。以上より、条例第22条第7号アの「・・・正確な事実の把握を困難にするおそれ・・・」があるとはいえない。

(3) また、個人情報非開示決定通知書の「根拠規定を適用する理由」には、「調査協力者の信用を失うこととなり・・・」とあるが、国税徴収法第141条及び地方税法第333条により、金融機関等は徴収職員の調査・質問に対し応じなければ違法行為となるため、仕方なく情報を提供しているのであって、信用により情報提供をしているわけではない。

万一、実施機関が信用により個人情報を金融機関に提供し、その回答を取得しているのであれば、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第3条、第5条及び第11条並びに条例第8条（収集の制限）、第10条（利用及び提供の制限）及び第15条（実施機関の職員の義務）に違反する行為であり、それに回答した金融機関等も同法第15条又は第18条及び金融機関の守秘義務違反となる。

(4) 本件個人情報は、国税徴収法第141条の規定により調査したものであるから、任意調査とは言えない。

- (5) 実施機関が説明する任意調査は、法律・条例の規定外の調査であり、一般的に言う違法調査である。つまり、この情報収集に当たっては、条例第8条第4項及び第10条第3項の規定による横浜市個人情報保護審議会の意見聴取の手続きを経なければならないが、同審議会の会議録にはそのような手続きを経た記録がない。

5 審査会の判断

(1) 本件個人情報について

本件個人情報は、市税滞納者である申立人に関して、実施機関が、国税徴収法第141条に基づいて、金融機関に対して実施した財産調査に係る照会及び回答文書6件である。

滞納整理においては、滞納者の実態、滞納となった原因等を的確に把握するために、家族構成・収入等の生活状況、滞納原因、財産、債務など多岐にわたり調査が行われる。滞納整理に必要な調査については、国税徴収法第141条の徴収職員が滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときに滞納者等に質問又は検査を行うことができる旨の規定に基づき行われるほか、前段階として通常の行政調査としての財産調査が行われることがある。実施機関では、これらの調査により入手した情報をもとに、当該案件についての滞納整理の方針を決定し、その内容に沿って財産の差押え等の滞納処分を行うなどの滞納整理を実施し、滞納市税の徴収を進めている。

(2) 条例第22条第7号の該当性について

ア 条例第22条第7号では、「市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があるものについては、当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件個人情報は本号に該当するため非開示としたと主張している
ので、以下検討する。

ウ (1)のとおり、滞納整理に当たっては調査を行うことが必要であり、調査を効果的に進めることができるよう国税徴収法第141条に質問及び検査の権限が規定

され、地方税法第333条等に検査拒否等に対する罰則が規定されている。一方で、国税徴収法第141条による質問及び検査については、対象者が滞納者、滞納者の財産を占有する第三者、滞納者に対し債権又は債務がある者等の同条各号に定める者に限定されており、実施機関が対象となる者を事前に把握しなければならないため、対象者を特定できないときはその前段階として情報の収集のために通常の行政調査としての財産調査を行うことがある。この前段階の調査は、税法上の調査権に基づくものではないが、滞納整理を効果的に進めるためには欠かせないものである。法律に基づく強制力の担保がないものの、必要な情報が的確に得られるよう、調査対象者の信頼・協力を得て、適切に調査を進めていくものである。

国税徴収法第141条による質問及び検査は、前段階の調査によって得られた情報をもとに行われることが多いものである。質問及び検査の対象者の情報から前段階においてどのような調査が行われたか推測することが可能である。つまり、特定の者に質問及び検査が行われたことが明らかとなると、当該特定の者等が前段階の調査に協力したことが容易に推測されるところとなるから、滞納者と調査協力者との関係に影響を及ぼす可能性を否定できない。その結果、調査協力者が安心して協力することができなくなるなど税務行政に対する調査協力者の信頼を失うこととなり、今後の調査の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、調査の手法及び実施機関が調査により把握した情報について、滞納者が詳細に知ることとなった場合、いかなる段階でどのような調査が行われるかなどの実施機関の今後の対応を予測することが可能となるため、自らの財産を捕捉されないよう資金の移動、財産の処分等の対策を講ずることが容易となるなど不正な行為を容易にするなどのおそれがあると考えられる。滞納整理は、通常同種のものが反復されるような性質の事務であることから、たとえ事後であっても、実施機関による調査の手の内を明らかにすることは、将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり得る。

エ このような観点から本号の該当性を判断すると、本件個人情報を開示すると、滞納者の実態、滞納となった原因等の正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため、本号アに該当する。

オ 申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件個人情報を条例第22条第7号に該当するとして非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成20年1月23日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成20年1月31日 (第121回第一部会) 平成20年2月1日 (第53回第三部会) 平成20年2月8日 (第120回第二部会)	・諮問の報告
平成20年2月8日	・異議申立人から意見書を受理
平成20年2月15日 (第54回第三部会)	・審議
平成20年3月7日 (第55回第三部会)	・審議
平成20年4月4日 (第56回第三部会)	・審議
平成20年4月18日 (第57回第三部会)	・審議